

# 情報生活サポートネット定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当組織は、情報生活サポートネットと称する。

(主たる事務所)

第2条 当組織は、主たる事務所を愛知県名古屋市西区に置く。

(目的)

第3条 当組織は、情報技術を利用して、すべての人々が、豊かで自立した生活を送ることができる社会を創造することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 情報技術を利用したサービスに関する研究と情報収集及び提供
- 2 情報技術を利用したサービスの提供
- 3 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

## 第2章 会員

(入会)

第4条 当組織の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2 会員となるには、当組織所定の様式による申込みをし、理事の承認を得るものとする。

(会員の資格喪失)

第5条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (4) 総会員の同意があったとき。

(退会)

第6条 会員はいつでも退会することができる。

## 第3章 会員総会

(会員総会)

第7条 当組織の会員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年6月にこれを開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

#### 第4章 役員

(員数)

第8条 当組織に理事1名を置く。

#### 第5章 計算

(事業年度)

第9条 当組織の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

#### 第6章 附則

(最初の事業年度)

第10条 当組織の最初の事業年度は、当組織成立の日から平成21年12月31日までとする。

(設立時の会員の氏名又は名称及び住所)

第11条 当組織の設立時の会員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

愛知県名古屋市西区二方町45番地の1

パークシティ上小田井フォレストコート1007号

佐竹由美

愛知県名古屋市西区二方町45番地の1

パークシティ上小田井フォレストコート1007号

佐竹正己

以上、情報生活サポートネットを設立するためこの定款を作成し、設立時会員が次に記名押印する。

平成21年4月1日

設立時会員 佐竹由美 印

設立時会員 佐竹正己 印